

平成30年第7回小山町議会11月臨時会会議録

平成30年11月5日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
5番 菌田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君
12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 建 設 部 長	野木 雄次君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	大庭 和広君	未 来 拠 点 課 長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 岩田 芳和君 議 会 事 務 局 書 記 小野 利幸君

会議録署名議員 1番 遠藤 豪君 9番 込山 恒広君

閉 会 午前10時59分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 町長提案説明 |
| 日程第 4 | 議案第99号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 5 | 議案第100号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第101号 | 土地の取得について |
| 日程第 7 | 議案第102号 | 土地の取得について |
| 日程第 8 | 議案第103号 | 平成30年度小山町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 9 | 議案第104号 | 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第10 | 議案第105号 | 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号） |

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は11名です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成30年第7回小山町議会11月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですので、朗読を省略します。

ここで御報告します。阿部 司君は体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 遠藤 豪君、9番 込山恒広君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は11月5日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました議案第99号から議案第105号までの7議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成30年第7回小山町議会11月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、工事請負契約の締結2件、土地の取得2件、補正予算3件の合計7件であります。

はじめに、議案第99号 工事請負契約の締結、平成30年度社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事についてであります。

本案は、足柄サービスエリア周辺地区開発道路として整備する町道2416号線ほか1路線道路改良工事の請負契約の締結について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号 工事請負契約の締結、平成30年度町道3078号線道路改良工事に伴う調整池移設工事についてであります。

本案は、湯船原地区において工事を実施している町道3078号線道路改良工事に支障となる既設調整池移設工事の請負契約の締結について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第101号及び第102号の土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、小山町上野工業団地造成事業の事業用地として取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第103号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ51億5,664万円を追加し、歳入歳出総額を178億3,670万円とするとともに、継続費を補正するものであります。

次に、議案第104号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出総額を4億2,928万4,000円とするものであります。

次に、議案第105号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

事業費、宅地造成費の宮ノ台地区宅地造成事業は、当初の造成計画の見直しを図り、来年度の完成見込みとなるため、繰越明許費の設定をするものであります。

以上、今臨時会に提案いたしました7件の提案説明を終わります。

なお、この後、各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

日程第4 議案第99号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 日程第4 議案第99号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第99号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書1ページを御覧ください。

本案は、平成30年度社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事の請負契約であります。

工事内容は、足柄サービスエリア周辺地区におきまして、スマートインターチェンジアクセス及び開発道路として位置づけています町道2416号線ほか1路線につきまして、延長700メートル、幅員12メートルで道路改良工事を実施するものであります。

主な工種につきましては、土工が掘削工2万2,100立方メートル、路体及び路床盛土工3万200立方メートル、のり面工5,580平方メートルであります。

構造物といたしましては、擁壁工が重力式擁壁70メートル、補強土壁255メートル及び排水構造物工とガードレール、転落防止柵等の安全施設工事一式を施工するものであります。

工事入札は去る10月26日、町内業者7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社和太組が2億4,600万円で落札決定し、消費税相当額1,968万円を加え、2億6,568万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、平成31年3月28日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（鈴木 豊君） 1点だけお考えを聞きたいと思います。

この450メートルの区間と250メートルの区間の間の、町道足柄三保線の間ですが、どのような工事計画を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

町道足柄三保線の上の部分、450メートルと250メートルの間の部分ですが、ここは前後の道路の計画高から足柄三保線の上を通る橋梁等の構造物を予定しておりまして、現在、詳細設計を進めているところです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第99号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第100号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 日程第5 議案第100号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第100号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は3ページを御覧ください。

本案は、平成30年度町道3078号線道路改良工事に伴う調整池移設工事の請負契約であります。

工事内容は、本年7月30日の小山町議会臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき、現在工事を実施中であり、町道3078号線道路改良工事におきまして、支障となる調整池の移設工事を施工するものです。

主な工種は、調整池移設工事として、底盤コンクリート工394立方メートル、ブロック積工531平方メートル及び放流施設等を施工するとともに、施設の調整池を撤去するものであります。

本工事は、町道3078号線道路改良工事と同一現場であることから、工期の短縮及び経費の削減と適切な施工管理が確保されることから、同工事の請負業者である株式会社室伏組から見積書を徴取し、見積額6,300万円に消費税相当額504万円を加え、6,804万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成31年3月29日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 質問させていただきます。

過日の全員協議会の答弁において、時間雨量104ミリに耐え得るものだという答弁をいただきました。小山町では、2010年に120ミリという雨が降って大変な被害をこうむりましたが、これはこの120ミリに耐え得るものなのか。それと小山町の方々、特に下にお住まいの方々にとっては、今の工事、開発行為を大変不安に思っています。何ゆえに104ミリでいいとしたのか、お答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

過日の全員協議会でもお答えいたしました104ミリでございますけれども、これについては50年確率ということで、50年に1回の降雨強度で試算しております。また、この104ミリという数字でございますけれども、都市計画法の静岡県開発行為等の手引の中の基準値を採用しているということで、御理解いただきたいと思います。

説明は以上であります。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。

足柄地区の虎ノ門の介護施設ですが、この施設ができるときに、足柄地区の住民は、確か104ミリという説明を受けましたけれども、どうしてもそれでは安心できないと。114ミリまで耐え得

るものを造れということで、虎ノ門はそれを納得して造りました。小山町では、町民の安心と安全をどのように考えているのでしょうか、お答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。未来拠点課長。

○未来拠点課長（清水良久君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

この104ミリの採用の基準ですが、既設の調整池、これが本来もともとサンファーム富士小山で設置した調整池ですが、104ミリの基準を用いて設計しております。今回その移設ということで、機能保証の観点から104ミリという数字をもって設計しているという状況でございます。

また、下流域につきましては、湯船原地区全体で石沢排水路との整備もしておりますので、調整池からの渦流についても順次整備を計画しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第100号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第101号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第6 議案第101号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第101号 土地の取得についてであります。議案書は5ページからを御覧ください。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業の特別会計により取得するものであります。取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1169番2ほか1筆、取得面積は5,972平方メートルであります。契約の相手方は1者で、取得価格は1,911万400円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（菌田豊造君） 質問します。

私は、たびたびこの問題について、追及しているわけですが、今回二日ばかり家に帰って勉強したところ、小山町の契約規則第32条の8号、これには「瑕疵担保責任を得た契約書を作成しなければならない」とあります。しかし私が過日、当局からいただいた土地売買の契約書には、これが入っていません。この土地、すなわち議案第101号、またその他の土地の購入にこれを入れていない理由についてお伺いします。また、この契約書を作成するに当たり、誰の指示によるものなのか、あわせてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 菌田議員の質疑にお答えいたします。

小山町契約規則ですが、当然のことながら我々の方も承知をしております、契約規則第32条に、「契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる」ということで、うたうことはうたうんですけども、必ずしも、いわゆるマストではないという中で、もう一つ、小山町公有財産管理規則がございます。こちらの第20条に規定する手続によりまして、我々は、取得する土地の登記簿調査、それから取得する土地の現地確認による地歴調査、不動産鑑定評価、土地買収台帳の作成、こういったものを網羅して、土地売買契約書に今回瑕疵担保を設定しないということを考えて、もう一つは、小山町の土地買収の要領に従いまして契約書を作成しております。

当然のことながら、契約書の作成に当たっては、町長まで決済を得ているということでございます。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 小山町の要領に従ってやっているとの答弁がありましたけれども、規則と要領とではどちらが重いのか、それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 菌田議員の再質問にお答えします。

規則と要領のどちらが上か、当然規則が上ですが、先ほど申し上げたように、マストではない中で、その中の「省略することができる」という考え方に従って、あとは要領にのっとってやっていると、このように申し上げたわけですので、誤解のないようお願いいたします。

○5番（菌田豊造君） そのマストではないということについて、どのようなことがマストではないのか、それについてお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再質問にお答えいたします。

短絡的に全部要領にのっとってやっているかということそうではなくて、私が最初に申し上げたのは、契約規則とその他に公有財産管理規則というものがございまして、これらは同じ規則でございますけれども、これらに規定する手続、もう一回申し上げますけれども、取得する土地の登記簿

調査、それから、取得する土地の現地確認による地歴調査、不動産鑑定評価、それから、土地買収台帳の作成、本町は上記手続の結果、小山町公有財産管理規則第20条に規定している手続に基づきまして土地買収単価を設定し、小山町契約規則第32条の規定により土地買収契約に規定する内容を検討し、契約保証金、瑕疵担保責任、契約に関する紛争の解決方法について、今申し上げました契約保証金は土地売買が契約保証金を求める契約方法ではない、それから、②瑕疵担保責任、今問題になっているところですが、地歴調査等により瑕疵担保が発生するような土地が上野工業団地には存在しないと考えられること、それから③、紛争が生じた場合、疑義、または定めのない事項が発生したときは、協議の規定により対応可能であること、これらを理由に省略することといたしました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 私は、議案第101号 土地の取得について、以下の理由をもって反対いたします。

私達議員は、町民の代表としてここに立つ以上、町民の不利益になるような契約を結ぶことを断じて許してはならないと思います。本契約には、小山町契約規則第32条8号にある瑕疵担保責任を負うべき条項が入っていないばかりか、入れないことを当局は明言しております。私達は過日、5億円にもならんとするごみの処理につき、町が行うことを認めてしまいました。民間の取引では、不動産取引において無過失責任主義が用いられ、たとえ故意でなくても、損害が発生した場合、賠償責任を負うというのが原則であります。

余談であります、この小山町内でもその責任を負わされ、高い賠償金を払った例もあります。町たるものが町民の不利益になるような契約を結ぶべきではないことは、言葉にしなくても当然のことでございます。町が法に基づきその規則を定めたものを破るということは、私は断じて認めるわけにはいきません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第101号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第102号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 日程第7 議案第102号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第102号 土地の取得についてであります。議案書は8ページからを御覧ください。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業の特別会計により取得するものであります。取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1179番3ほか4筆の計5筆、取得面積は11,788平方メートルであります。契約の相手方は1者で、取得価格は3,772万1,600円であります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第102号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第103号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第6号)

○議長(米山千晴君) 日程第8 議案第103号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第103号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ51億5,664万円を追加し、予算の総額を178億3,670万円とするとともに、継続費の補正を行うものであります。

それでは、補正予算書の4ページを御覧ください。

継続費の補正は、1事業の追加と1事業の変更であります。

はじめに、民生費、児童福祉費の北郷小学校放課後児童クラブ整備事業は、平成30年度から平成31年度までの2カ年で、総額4,900万円の継続費の設定をお願いするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業は、足柄スマートインターチェンジから県道御殿場大井線までの開発道路を民間開発事業者からの受託により施工をしているものですが、用地費及び物件移転補償費が決まったことから、総額及び年割額の変更をするものであります。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

はじめに、15款2項2目民生費国庫補助金を531万2,000円増額しますのは、北郷小学校放課後児童クラブ建設に対する国の補助金を計上するものであります。

次に、16款2項2目民生費県補助金を132万8,000円増額いたしますのも、北郷小学校放課後児童クラブ建設に対する県の補助金を計上するものであります。

次に、18款1項2目ふるさと寄附金を50億円増額しますのは、今年度の見込額を想定して増額をするものであります。

続きまして、7ページを御覧ください。

21款5項5目土木費受託事業収入を1億5,000万円増額いたしますのは、足柄スマートインターチェンジから県道御殿場大井線までの開発道路整備に対する民間開発事業者からの受託収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

2款1項4目財産管理費のうち、説明欄(3)基金管理費を13億9,000万円増額いたしますのは、ふるさと寄附の使い道につきまして、「登録有形文化財等の保全活用のため」と、「生きる力を育む教育の充実」を選択する寄附金額の見込みにより、文化財保護基金に1億2,000万円、教育振興基金に5億9,000万円をそれぞれ積み、また、「便利で快適ないきいきとしたまちづくりのために」を選択する寄附金額の見込みから、総合計画推進基金に6億8,000万円を積み立てるものであります。

次に、同じく10目土地開発基金費のうち、説明欄(2)土地開発基金費を2億円増額いたしますのは、土地取得特別会計を通じて、土地開発基金において菅沼地区のこども園の用地を先行取得できるようにするための繰出金であります。

次に、9ページの同じく8項1目広報広聴費のうち、説明欄(5)ふるさと振興事業費を32億7,772万円増額いたしますのは、本町へふるさと寄附をしていただいた方へのお礼の品を贈るために係る経費を見込んだものであります。

次に、3款3項4目子育て支援事業費のうち、説明欄(5)放課後児童クラブ施設整備費を1,470

万円計上いたしますのは、継続費補正で説明いたしました放課後児童クラブ建設事業費のうち、本年度執行予定額を計上するものであります。

次に、10ページの7款2項3目町道整備事業費のうち、説明欄（3）足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業費を1億5,000万円増額いたしますのは、用地取得及び物件移転補償の経費を計上するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を1億2,327万円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（高畑博行君） 3点ほど質問をさせていただきます。

歳入の寄附金が50億円もの驚くべき増額補正です。これは単純に多く寄附してもらえてよかったと、手放しで喜んでいいものだろうかと考えます。マスコミ等の厳しい論評が予想されるからです。当局としては、このような高額な寄附に至った理由をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

2点目です。週末だけふるさと納税サイトに投稿するというのを、新聞やテレビで「闇サイト」という表現を使ってやり玉に上げております。なぜこのような週末だけの投稿を行ったのか伺います。また、10月いっぱいやめたということですが、今後はこのような手法を一切やめるのか、その点も伺います。

3点目です。認定返礼品は、今までと同じようにアイスクリームや外食産業の商品セット券等が主なものなのか伺います。できれば返礼品の上位の品目を紹介していただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 高畑議員にお答えいたします。

まず1点目の、寄付額がこのような経緯に至ったことについてですが、現在、町では、小学校のエアコン設置や企業誘致など様々な事業を進めております。そのような中で、今後数十億単位の歳出が予想されるということもあり、また、補助金の確保が確約できないということもありまして、何とか財源を確保したいとの考えから補正を組ませていただきました。

続きまして、2点目の、週末のみ掲載していたということですが、週末の寄附に関しましては、水曜日、木曜日は寄付額が若干減少となります。やはり皆様が寄附をしていただく土曜日、日曜日、これは統計的に見ても土日に集中するというのもありまして、今回週末に限定して掲載させていただきました。

それから、今掲載している返礼品、裏サイトとか闇サイトとか言われておりますけれども、決してそのようなことを目的にやったわけではございません。その点は御理解いただきたいと思っております。

そして今後ですけれども、これらの返礼品を続けていくかにつきましては、いろいろ賛否両論あるかと思えますけれども、寄附を募る中で、いろいろ寄附者からも温かいお言葉をいただいたりしている中で、検討はしていきたいと思っております。

そして最後に、人気の返礼品ですけれども、議員おっしゃるとおり、サーティワンのアイスクリーム、リンガーハット等が人気の返礼品でございます。ただ、今回載せた返礼品の中にアマゾンとかクオカードもございまして、そちらについても人気の高い返礼品となっております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 一番最初の質問と回答がちょっと合っていません。私が質問したのは、50億円というのは半端な額じゃないわけです。驚くほどの額なわけで、なぜこのように50億円もの寄附が集中したのか。例えば、ほかの市や町は、総務省からのいろいろな指摘を受けながら自粛をしたり返礼品割合を下げたりということがあるわけで、その中で逆に小山に集中したのかなどの考えもできるわけです。ですから、そういうようなことから考えて、なぜこんな高額な寄附額になったのかという点を当局はどう考えているのか、そういうことをお聞きしたわけですが、回答が違ったので再度お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 若干答弁がずれまして申しわけありませんでした。

なぜこのように50億円もの金額になったかとのことですが、まず9月に、議員の皆さん御存じのとおり、新聞報道等で小山町の名前が公表されて、そこから寄付額が非常に伸びております。9月いっぱいですら予算額をはるかに超える30億円近い額が集まりました。そのような中で、今後11月、12月と年末を迎えていきます。年末の寄附は、昨年の例を見ますと15億円ぐらい入っております。11月、12月です。このようなことから今回50億円の補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第103号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第104号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第104号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第104号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、予算の総額を4億2,928万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出を並行して御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページ、6ページを御覧ください。

先ほど一般会計補正予算（第6号）でも説明をいたしましたとおり、今回の補正は、菅沼地区に計画しておりますこども園の用地を先行取得することができるようにするものであります。

まず、歳入の1款2項1目一般会計繰入金2億円において繰り入れをし、その2億円を歳出の1款1項1目土地開発基金繰出金として土地開発基金に繰り出しを行い、土地開発基金の現金総額が2億円増加することとなります。その後、用地交渉等の状況により取得できる目途がついた用地費の財源として、歳入の1款1項1目土地開発基金繰入金を1億円計上し、土地取得特別会計に繰り入れをいたします。そして、それを財源に歳出の2款1項1目財産購入費として1億円を計上し、用地の先行取得をしようとするものであります。

今後も用地交渉等の進捗により、土地開発基金を活用して順次先行取得を進めてまいります。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 以前に、明倫小学校の横を6反歩、宅地造成ということで取得してありますが、先行取得はそこではだめなんですかね。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 先ほどの補足説明で申し上げましたとおり、こども園の用地として先行取得をしようとするものですので、今、藺田議員の御質問にありました該当の土地につきましては、あくまでも土地区画整理、住宅用地として計画を進めているところです。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第104号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第105号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第10 議案第105号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補正説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第105号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正予算書2ページを御覧ください。

今回の補正は、歳出の2款事業費1項宅地造成費の2億円につきまして、繰越明許費の設定をするものであります。

本年度事業として藤曲地先で計画しております宮ノ台地区宅地造成事業の実施に向け、地元と調整を進める中で、緊急車両の進入路確保などの安全、安心と、要望事項に応える必要が生じたため、協議や計画の変更に期間を要し、造成完了時期が来年度の見込みとなったことから、宅地造成費2億円を繰越明許するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補正説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第105号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○議長(米山千晴君) 以上で本臨時会に提出されました議案は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成30年第7回小山町議会11月臨時会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 込 山 恒 広